

令和8年度鳥取市女性応援つながりサポート事業 公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

鳥取市女性応援つながりサポート事業を実施するにあたり、その委託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 委託事業の概要

(1) 事業名

令和8年度 鳥取市女性応援つながりサポート事業

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

(3) 委託事業の目的

別紙「令和8年度 鳥取市女性応援つながりサポート事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託事業の内容

仕様書のとおり

(5) 実施場所及び実施対象者

事業の実施場所は鳥取市内とし、実施対象者は因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏を構成する市町（鳥取県鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町、兵庫県香美町、新温泉町）に居住する女性とする。

(6) 契約上限額

金1,000,000円（消費税及び地方消費税の額含む。）

3 参加資格

この公募型プロポーザルに参加しようとする応募者は、以下の要件をすべて満たすこととする。

- (1) 現在、鳥取市内に拠点をおいて活動している特定非営利活動法人、市民団体等の民間団体であること。本事業は内閣府「地域女性活躍推進交付金公募要領」に従い、特定非営利活動法人等（※）に委託するものとする。

※特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等のほか、法人格を持たない任意団体を含む、民間団体を対象とする。株式会社、有限会社等の営利団体は対象外。

- (2) 市の男女共同参画の推進について理解し、これに積極的に協力できる者であること。
- (3) 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する関係者に該当する者でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は破産手続中の者でないこと。

4 スケジュール

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ・募集開始（質問受付開始） | 令和8年4月21日（火） |
| ・募集内容に関する質問の受付期限 | 令和8年4月28日（火）午後5時（必着） |
| ・募集内容に関する質問の回答 | 令和8年5月11日（月） |
| ・応募書類の提出期限 | 令和8年5月15日（金）午後5時（必着） |
| ・第1次審査（書類審査） | 令和8年5月中旬 |
| ・第1次審査結果の通知 | 令和8年5月25日（月） |
| ・第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答） | 令和8年6月 3日（水）午前 |
| ・第2次審査結果の公表及び通知 | 令和8年6月 8日（月） |
| ・委託契約の締結 | 令和8年6月下旬 |

5 参加方法

この公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、「8企画提案書等の提出」に掲げる必要書類を提出期限までに「14担当部課」へ提出すること。

6 配布資料等

(1) 配布資料

- ① 令和8年度鳥取市女性応援つながりサポート事業
公募型プロポーザル募集要領（本書）
- ② 令和8年度鳥取市女性応援つながりサポート事業仕様書
- ③ 各種様式（様式1から様式7まで）

(2) 配布期間及び方法

鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに、希望者には次のとおり直接交付する。

① 配布期間及び時間

令和8年4月21日（火）から令和8年5月15日（金）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時00分から午後5時まで。

② 配布場所

「14担当部課」

7 質問及び回答

募集の内容に不明点等がある場合、以下のとおり質問受付及び回答を行う。

(1) 質問の提出方法

本件公募型プロポーザルの実施内容に対する質問がある場合は、質問書（様式7）により電子メールで鳥取市総務部人権政策局 男女共同参画課へ提出すること。

（アドレス：danjyo@city.tottori.lg.jp）

なお、件名は「鳥取市女性応援つながりサポート事業公募型プロポーザルに関する質問（団体名）（質問日）」とし、Microsoft Word形式の質問書を電子メールに添付した上で提出すること。（電話又は口頭による質問は受け付けない。）

また、質問書送信後は、送受信確認のため必ず電話により、「14担当部課」へその旨を連絡すること。

(2) 質問書の提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時（必着）

(3) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、期限までに受け付けたすべての質問について、令和8年5月11日（月）までに本市公式ウェブサイトへ掲載する。なお、質問が皆無であった場合は、その旨を掲載する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ・様式1 提案募集申込提出書類一覧表
- ・様式2 事業提案応募申込書
- ・様式3 事業計画書（正本1部、副本4部）
- ・様式4 法人・団体運営実績
- ・様式5 誓約書
- ・様式6-1 積算内訳書
- ・様式6-2 積算内訳書（詳細）
- ・国税、県税、市税の納税証明
※未納がないことを確認できるもの。写し可。
- ・委任状（任意様式）
※支店、営業所等を代理人とする場合に限る。
- ・その他の添付書類
 - ①代表者の履歴書
 - ②役員名簿

(2) 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時（必着）

(3) 提出先

「14担当部課」

(4) 提出方法

「14担当部課」に持参または郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）すること。

① 郵送による場合は提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合は提出期限までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までに限り受け付ける。

② 提出部数 各1部（副本4部）

※「様式3 事業計画書」の副本は、資料を含め、応募者が判定できる事業所名・ロゴ等を記載しないこと。また、A4サイズ両面で作成すること。

9 審査

(1) 選定方法

委託候補者の選定は、「令和8年度鳥取市女性応援つながりサポート事業公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により実施する。選定委員会の会議は、非公開とする。選定委員会は、審査会を実施し、「令和8年度鳥取市女性応援つながりサポート事業選定基準」に基づき、総合的に審査し順位付けを行い、最も優れた提案を行ったと認められる応募者を最優秀受託候補者として選定する。応募者が3者を超える場合には、書類審査（以下「第1次審査」という。）を実施し、上位と評価された3者によりプレゼンテーション審査及び質疑応答（以下「第2次審査」という。）を行う。なお、事業応募者が1者のみであった場合も、第2次審査を行ったうえで、一定の基準を満たしたものを最優秀受託候補者として選定する。

(2) 第1次審査（書類審査）

①第1次審査は、応募者が3者を超えた場合のみ、事業計画書（様式3）のみにより実施する。

②審査は、選定委員会の委員が選定基準に基づいて個別に評価採点し、各審査員の合計点をもとに、上位3者を選定する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査及び質疑応答）

①プレゼンテーションの実施順は参加申込書の受付順とする。実施時間は25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分程度）とする。

②プレゼンテーションは事業計画書（様式3）をもとに対面で行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションを可能とする。その場合、パソコンは応募者が持参し、プロジェクター、コード類、スクリーンは市が準備する。公衆無線LANが使用できる。<https://www.city.tottori.lg.jp/page/3238.html>

③プレゼンテーション及び質疑応答は個別に行い、非公開とする。

④実施日は、令和8年6月3日（水）午前を予定している。実施時間、会場等の詳細は後日連絡する。

⑤審査は、選定委員会の委員が選定基準に基づいて個別に評価採点し、各審査員の合計点をもとに、最高得点者を最優秀受託候補者として選定する。なお、最高得点者であっても、各審査員の合計点が240点以下（400点満点）の者は選定しない。

10 審査結果の公表

審査結果は、本市公式ウェブサイトへ掲載及び電子メールにより通知する。審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

(1) 最優秀受託候補者の名称、所在地、総得点及び順位点

(2) 応募者数

11 欠格要件

下記のいずれかに該当する場合は、該当応募者を失格とする。

(1) 「3参加資格」を満たさなくなった場合。

(2) 選定委員会委員に直接、間接を問わず本件公募型プロポーザルに関する不正な接触又は要求をした場合。

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

(4) 虚偽の記載がなされた場合。

- (5) 2(6)の「契約上限額」を超える見積金額が提案された場合。
- (6) 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱の指名停止規定に準ずる行為が認められた場合。

1.2 契約の締結等

本事業の委託契約については、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）に基づき、見積額の範囲内で最優秀受託候補者と次のとおり締結する。

- (1) 契約締結前に、市と最優秀受託候補者の間で企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議を通じて企画提案書等の内容を一部修正する場合がある。
- (2) 最優秀受託候補者が委託事業の全部を一括して第三者に再委託することは、認めない。委託事業の一部を委託する場合については、あらかじめ市の承諾を得ることとする。
- (3) 最優秀受託候補者が契約を辞退したとき又は特別な理由により最優秀受託候補者と契約が締結できない場合は、「9審査」により順位付けした応募者の順に、順次繰り上げて契約交渉を行うものとする。

1.3 その他の留意事項

- (1) この公募型プロポーザルに伴う企画提案書等の作成及び提出等に係る費用の一切は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、いかなる場合においても返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、他の用途には使用しない。また鳥取市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 企画提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は応募者が負うものとする。
- (5) 企画提案書等の無効

「3参加資格」の要件をすべて満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、これを無効とする。

(6) 著作権の取扱い

- ① 選定された応募者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては応募者に帰属するものとする。
- ② 選定されなかった応募者の企画提案書等に係る著作権は、応募者に帰属するものとする。
- ③ 市は応募者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除できる旨契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に市が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を市に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ② 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、当該行為を行ったと認められるとき。

- (ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他事業を下請等させること。
- (8) 本募集要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議により定める。

1.4 担当部課

鳥取市総務部人権政策局 男女共同参画課 担当：川北、大塩
〒680-8571 鳥取市幸町 71 鳥取市役所（4階 43番窓口）
電話：0857-30-8076（直通） ファクシミリ：0857-20-3945
電子メール：danjyo@city.tottori.lg.jp